

《決算収支に関する用語》

○ 普通会計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計。

○ 公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業共済、介護サービス、駐車場、交通災害共済、公営競技、有料道路に係る事業会計の総称。

○ 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業をいい、法適用企業と法非適用企業に分類される。財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業は法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものは法非適用企業と定義づけられている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

○ 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

○ 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

○ 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

○ 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

《歳入に関する用語》

○ 一般財源

地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金の合計額。なお、市町村においては、これらのほか都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（京都市のみ）を加算した額をいう。

○ 実質的な一般財源

一般財源のほか、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債等、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をあわせたもの。

○ 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付する震災復興特別交付税がある。

普通交付税の団体ごとの交付額は、人口や面積、実際の事業費などをもとに決められる。近年は、平成26年度に地域経済活性化の取組に必要な財政需要を人口を基本として算定し、その際、各団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映する「地域の元気創造事業費」（3,500億円）が創設された。

○ 地方特例交付金等（地方特例交付金、特別交付金）

減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収等を補てんするために平成20年度に創設された。

なお、減税補てん特例交付金（平成11年度～18年度）の廃止に伴う経過措置として創設された特別交付金は、平成21年度をもって廃止された。

また、平成23年度をもって廃止された児童手当及び子ども手当特例交付金は、平成18年度及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加分並びに平成23年度の子ども手当の創設に伴う地方負担分の増加分等に対応するために、国から地方公共団体に対して交付されていたものである。

○ 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成13年度から15年度の3年間、通常収支の財源不足のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、地方負担分を臨時財政対策債で補てんしている。なお、平成16年度以降についても、この補てん措置が延長されている。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。

なお、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額も含まれている。

○ 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

○ 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなっている。

《基金・地方債に関する用語》

○ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

○ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

《財政指標に関する用語》

○ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。なお、平成13年度から、減税補てん債と臨時財政対策債を、平成19年度からは減収補てん債特例分と臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率を用いている。

○ 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。単年度の数値が1を越えると、普通交付税の不交付団体となる（指数が高いほど、財政力がある団体とされる）。

○ 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないこととされている。

○ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

○ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。将来負担比率において同じ。）に対する比率。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

(3か年平均)

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○ 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

○ 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。